

臓器 売 買

— フィリピン・ニュート・ビリビッド刑務所の事例 —

粟 屋 剛

一 はじめに

臓器売買の是非について論じた文献は多いが、臓器売買の事実そのものについては、断片的にマスコミ等で伝えられるのみで、まとまった調査はこれまで見当たらなかった。そこで筆者は、医事法社会学とでも名付けるべき立場から、手始めに、マスコミ等で一時とりあげられたフィリピンのニュー・ビリビッド New Bilibid (通称モンテンパ Muntinlupa) 刑務所⁽³⁾における腎臓売買の調査を試みた。⁽⁴⁾ 筆者は、一九九二年一月、六月、八月、一〇月と四度フィリピンに渡り⁽⁵⁾、計一〇数回、同刑務所を訪れた。そして、そこで、受刑者による腎臓提供(売買)の実態を調査し、それに関する諸資料を得た。また、ドナー(提供者)となった特定の受刑者はもちろん、そのドナーの腎臓を得たレシピエント(受容者)、術者、コーディネーター等にもインタビューを試みた。本稿はこれらの諸調査の結果を報告し、かつ若干のコメントを述べるものである。

なお、フィリピンでは、臓器の売買は違法ではない。一九九二年一月、臓器提供法 Organ Donation Act⁽⁶⁾が制定(一九九二年三月、施行)されたが、禁止規定はそれには盛り込まれなかった。⁽⁷⁾

(1) 加藤一郎「心臓移植手術をめぐる問題点」ジュリスト第四〇七号(一九八八年)六九頁以下、菅野耕毅「臓器移植の法的問題」『現代契約法大系』第七巻(一九八四年)一九四頁以下、黒川利雄監修『よくわかる脳死・臓器移植一問一答』(一九八五年)一五〇頁「田辺功」飯田亘之『あなたの臓器は誰のもの——価値の基礎理論と臓器移植——』(一九八八年)二〇頁、徳本伸一「臓器移植について」北陸公衆衛生学会誌第一五巻第二号(一九八八年)一四頁等。
なお、英米等、特にアメリカではこの種の議論が盛んである。最近のものでも、ちしめたり目にした文献を挙げておく。

① James E. Macdonald and E. K. Valentin, *The Brave New World of Organ Transplantation: Issues and Challenges from a Consumer Affairs Perspective*, The Journal of Consumer Affairs 22 (1988), pp. 119—135.
② Lee Gutkind, *Pressure Grows in Third World to Buy Organs*, American Medical News, Sep. 23/30, 1988, pp. 17—19. ③ J. Harvey, *Paying Organ Donors*, Journal of Medical Ethics 16 (1990), pp. 117—119. ④ Bob Brecher, *The Kidney Trade: Or, the Customer Is Always Wrong*, Journal of Medical Ethics 16 (1990), pp. 120—123. ⑤ A. K. Salahudeen, et al., *High Mortality among Recipients of Bought Living-Unrelated Donor Kidneys*, The Lancet 336 (1990), pp. 725—728. ⑥ Deborah S. Pinkney, *Medicine Cautiously Debates Dollars for Organ Donors*, American Medical News, Jun. 17, 1991, p. 3 and p. 25. ⑦ Ronald Bailey, *Should I Be Allowed to Buy Your Kidney?*, Forbes, May 28, 1990, pp. 365—372. ⑧ Prerna Mona Khanna, *U. S. Groups Consider Paying for Organ Donations*, The Asian Wall Street Journal, Sep. 7, 1992.

(2) 朝日新聞一九八八年七月一八日(夕刊)「朝日新聞一九八八年九月三日」竹内義昭「臓器売りまも村もあるインドの悩み」AERA一九九〇年八月一四日号二二頁、迫田朋子「脳死の定義」とその周辺」立花隆・NHK取材班「脳死」(一九九一年)八三頁〜八八頁、朝日新聞一九九二年七月二九日、「広野伊佐美」幼児売買」(一九九二年)三三頁〜三五頁等。他に、英米等のものとして以下のものを挙げておく。なお、注(1)に掲げた文献のなかにも部分的に事実を述べるものがある。
Prakash Chandra, *Kidneys for Sale*, World Press Review, Feb. 1991, p. 53; Barbara Basler, *Kidney Transplants in China Raise Concern About Source*, The New York Times, Jun. 3, 1991; Chris Hedges, *Egyptian Doctors Limit Kidney Transplants*, The New York Times, Jan. 23, 1992.

(3) フォーピンにある七つの国立刑務所のうちの二つ。マニラ郊外にある。収容人員(約八千名)及び面積(五三〇ヘクタール)の点において東洋一の規模であるといわれている。

- (4) 刑務所外でも腎臓売買は行われていると思われるが、調査は極めて困難である。なお、栗原理『灯台』(一九九二年)によれば、海外腎移植事情研究協会の斡旋で、一九九〇年一〇月までに八人の日本人患者がフィリピンで腎臓移植手術を受けているが、このうちの七人までが受刑者以外から提供を受けている。
- (5) 本稿は三度目の調査を終えた時点で執筆したものである。四度目は補足調査を行った。
- (6) 正式名は、An Act Authorizing the Legacy or Donation of All or Part of a Human Body after Death for Specified Purposes (Republic Act No. 7170) 特定の目的のために死体の全部又は一部を遺贈又は贈与することを公認する法律。翻訳として、拙稿「フィリピン臓器提供法」(徳山大学論叢第三十七号(一九九二年)四一八頁以下)。
- (7) 禁止規定がないというのみである。民事上は、臓器売買契約はフィリピン民法第一四〇九条(我が国のいわゆる公序良俗規定「民法第九〇条」他に相当)により無効となると解される。臓器提供法案の起草に当たった下院保健委員会のマフェオ・ヴィバル Mateo Vibal 弁護士も同一見解を示されている。

二 臓器提供の概要とその形態の変遷

一九九一年七月二日の日付が入ったニュー・ビリビッド刑務所病院⁽⁸⁾の腎臓提供者名簿には、ドナーとなった受刑者の氏名とその受刑者番号、レシピエントの氏名、手術年月日、及び手術が行われた病院の名が、一覧表の形で記されている。それによれば、最初のドナーはセラルド・カルバグ Gerardo Calubag 氏である。彼は、一九七五年四月にドナーとなった。現在も服役中である。彼以後、最新のドナー、アルフレド・リバーン Alfredo Riban 氏に至るまで、五一名の受刑者がドナーとなっている⁽⁹⁾。そのうち、現在までに二人が死亡し⁽¹⁰⁾、三〇人が釈放され、三人が逃亡している⁽¹¹⁾。レシピエントの多くはフィリピン人であるが、日本人も二人レシピエントとなっている。他に、中国人、アラビヤ人など、約一〇数人の外国人がレシピエントとなっている。

腎臓提供はヴィセンテ・ラバル Vicente Raval 国家刑務局長（当時）の時代に始められた。その後、一九九一年五月、ヴェン・ジョ・テソロ Ven Jo Tesoro 刑務所長（当時）によって禁止されたが、すぐに再開され、現在に至っている。移植手術は、数件の例外を除いて、すべてマニラにあるフィリピン腎臓センター Kidney Center of the Philippines で行われている。

腎臓提供の形態は、「無償→謝礼→売買」と変わってきていると推測される。最初のドナー、カルバグ氏は、金銭その他の報酬は一切受け取っていないという。ただ、彼は死刑囚だったので、減刑ないし釈放を期待していたという。腎臓提供が功を奏したのかどうか定かではないが、彼は死刑執行を免れ、一九八一年に無期禁錮に減刑されている。他の初期のドナーは既に釈放されていたり逃亡していたりで、捜し出すことができなかった。病院関係者や古くからいる刑務所看守によれば、初期のドナーの多くは死刑囚で、彼等は減刑や釈放のみを期待していたという。

その後、徐々に謝礼が渡されるケースが現れ、一九八五年頃に、さらに謝礼から事前の交渉→売買へと変化したのではないかと推測される。それは、①一九七五年に腎臓提供が開始されてから一〇年間に全部で一四件だったのが、一九八五年に入って飛躍的に増え、同年だけで一九件に達していること、②一九八五年、通算一九番目のドナーとなったルベン・バッチョ Ruben Bacho 氏は交渉はせずに一万五千ペソの謝礼を得ているが、同年、通算二八番目のドナーとなったベルト・サントス Bert Santos 氏は交渉して一万五千ペソと品物（テレビ）を得ていること、などによって裏付けられる。近時の腎臓提供がすべて売買の形で行われているのは後述の通りである。

(8) ニュー・ピリビッド刑務所内にある受刑者、刑務所職員、刑務所看守等のための病院。

(9) リバーン氏の手術は名簿作成後に行われているので、彼の名前は最下欄に手書きで書き加えられている。調査中（一九九二年八月十三日）、通算五二番目のドナーとなる受刑者の病院への外出が国家刑務局長によって承認された。

- (10) 刑務所病院の記録によると、一方は手術の四年後、頭部外傷によって、他方は手術の五年半後、肺結核で、死亡したとされている。両者とも手術と直接の因果関係はないと思われる。
- (11) 三人とも、現在も逃亡中である。

三 臓器提供（売買）システム

ニュー・ビリビッド刑務所病院のマリア・ルーズ・ヴィラヌエバ Maria Luze Villanueva 院長の署名入りの、特に筆者のために用意された腎臓提供（売買）の手続きを述べた文書、及びドナー・レシピエント間で交わされる契約書のフォーマット、並びに同院長・病院看護婦・刑務所看守・最新のドナーであるリバーン氏などの証言を総合すれば、近時の腎臓提供（売買）システムは次のようである。

①腎臓提供（売買）を希望する受刑者が、刑務所病院備え付けの、血液型別の提供希望者名簿に登録する。②レシピエントが腎臓の提供を受けることを希望する旨の要望書を国家刑務局長に提出する。③国家刑務局長が承認すれば、その書類は刑務所病院に回される。④刑務所病院の検査技師が、組織適合検査のために、レシピエントと同じ血液型の提供（売買）希望の受刑者から血液を採取し、それをレシピエントの入っている病院に回す。⑤同病院で検査が行われ、組織が適合する受刑者が存在する場合、その旨、レシピエントに知らされる。⑥レシピエント（又はその家族）がドナーとなる受刑者を訪問し、腎臓提供の条件について交渉する。⑦合意が成立すれば、契約書、手術承諾書、権利放棄書等が作成される。また、手術日時等が決定される。⑧契約書は、予め刑務所が用意したフォーマット

にドナー・レシピエントの氏名、年齢等及びレシピエントの用意すべき謝礼の額（正確には、売買金額）を記入するという形で作成される。⑨ 刑務所長が、国家刑務局長の承認を得て、ドナーが手術のために外出することを許可する証明書を発行する。⑩ ドナーがレシピエントの病院に護送され、検査のうえ、腎臓摘出手術及び移植手術がなされる。⑪ 健康回復後、ドナーが刑務所に護送される。⑫ レシピエントが、腎臓提供（売買）契約成立後、ドナーの退院までの間に、一回ないし三回払いで、ドナーに謝礼（正確には、売買代金）を支払う。

刑務所病院は、それ自体がいわゆるコーディネーターの役割を果たす。しかし、ヴィラヌエバ院長、同病院看護婦及びその他の病院職員によれば、刑務所病院はドナー・レシピエント間の腎臓提供（売買）代金の交渉にはまったく関与していないという。それは、最新のドナー、リバーン氏及びそのレシピエントであるパラッド神父の証言並びに他のドナーとなった受刑者の証言によって裏付けられる。しかしながら、だからといって、刑務所病院が腎臓の売買に関与していないとはいえない。提供（売買）金額の決定に関与していないのみである。刑務所病院は、タイプライターで書かれた契約書のフォーマットを用意しているが、それには、次のような文章がある。

“the DONOR out of humanitarian reason is willing and ready to donate his kidney to the RECIPIENT”（ドナーは、人道的な理由から、喜んでレシピエントに腎臓を提供する）“for and in consideration of this humanitarian gesture, the RECIPIENT is willingly donating to the DONOR and his family the sum of _____”（この人道的な意思表示に鑑みて、レシピエントは、喜んでドナー及びその家族に合計金額_____を提供する）

これは、表現としては売買ではなく贈与 donation であるが、実質的にみれば、まさに売買以外の何物でもない。

四 臓器提供による減刑及び釈放

ドナーとなる受刑者には減刑、釈放等の恩典が与えられるとの一部マスコミの報道がある⁽¹²⁾。しかし、腎臓提供(売買)の事実そのものによって必要的に減刑、釈放等がなされる訳ではない。受刑者の減刑、釈放等は、「恩赦・仮出獄委員会規則」Rules and Regulations of the Board of Pardons and Paroleの規定に従ってなされる。それによれば、仮釈放は法務省の恩赦・仮出獄委員会が審議の上で決定する。また、減刑及び恩赦は、同委員会の推薦を受けて大統領が決定する⁽¹³⁾。そして、それは大統領恩赦 Executive Clemency という形を取る。ただし、いずれの場合も、有資格者⁽¹⁴⁾(収監後、一定の要件を満たすに至った受刑者)以外はそもそも審議の対象とはならない。

腎臓提供による減刑、釈放等のシステムは、恩赦・仮出獄委員会事務局のアルテムィオ・アスピラス Artemio Aspiras 局長並びに最新のドナー、リバーン氏及びそのレシピエントであるエメリト・パラッド Emérito Palad 神父などの証言を総合すれば、次のようである。

①臓器提供(売買)の交渉時に、その条件に、レシピエント又はその家族がドナーの減刑、釈放等の嘆願を行うことを加える。②移植手術後、レシピエント又はその家族が法務省の恩赦・仮出獄委員会に嘆願書を出す。その際、政治家が介入することもある。③刑務所は、同委員会に提出するための受刑者記録を作成するが、ドナーとなったその受刑者に、“good”, “very good”, “excellent” などの評価を与える(ただし、腎臓提供の事実は、少なくとも建て前上は、評価の一要素にすぎないとされている)。④同委員会が、その受刑者記録に基づき、審議の上で、減刑、釈放等の実質的決定を下す(ただし、前述のように、有資格者以外はそもそも審議の対象とはならない。)

アスピラス局長によれば、レシピエント又はその家族からの嘆願書は、刑務所からの受刑者記録が届かない場合に、委員会に当該受刑者が有資格者であることを知らしめる意味で有効であるが、それによって取扱いが有利になることはほとんどない⁽¹⁶⁾という。

八

- (12) 前掲朝日新聞一九八八年七月一八日(夕刊)、前掲朝日新聞一九八八年九月三日等。
- (13) アスピラス局長によれば、大統領が同委員会の推薦結果に対して「NO」ということは事実上ないという。
- (14) 委員会規則によれば、たとえば減刑については、下限刑の三分の一以上の期間を経過することが基本的な要件である。また、仮出獄については、下限刑の全期間を経過することが基本的な要件である。
- (15) 筆者が刑務所内の受刑者記録の保管室に入った時、一部の記録は床に散乱していた。棚に置かれている記録もきちんと整理して並べられているものではなかった。アスピラス局長によれば、刑務所から記録が届かないことはよくあるという。
- (16) アスピラス局長によれば、唯一、当該嘆願書が同委員会に「当該受刑者に対する同情の念」を生じさせた場合に、取扱いが有利になることがあるという。

五 具体的事例

一九九二年八月現在、最新のドナーはアルフレド・リバーン氏である。彼は一九三八年ルソン島北部カガヤンに生れ、小学校を卒業後、農業に従事した。現在五三歳。十歳の頃からカトリック教徒であるという。家族は母、妻、及び子供五人である。彼は一九七七年に入所しているから、現在までに一五年間刑務所生活をしていることになる。罪名は殺人罪(二人殺し)。ただし、彼は冤罪を主張している。刑は無期禁錮。ただし、後、禁錮三四年に減じられた。

なお、フィリピンには多くの犯罪組織があるが、彼は、その一つであるジヌワイ・イルカノ Genjie Ilcano という組織に属している。以下は、筆者とリバーン氏の刑務所内でのやりとりである。

いつ、どこで、誰が、あなたに臓器提供をもちかけたのか。

リ「自分は以前、所内で散髪の仕事をしていたが、手術の約三週間前に、マノリト・オルベンド Manolito Ojindo 医療技師の散髪をしている時に彼がもちかけてきた。」

なぜ提供しようと思ったのか。

リ「金が欲しかったから。減刑、釈放も期待していた。よいことでもある。」

こわくなかったか。

リ「それはなかった。他にも大勢やっていることだから。」

いくら貰ったのか。お金以外に何か貰ったか。

リ「現金で五万ペソ（一九九二年現在、一ペソ約五円―筆者注―）もらった。他に扇風機とラジオを買った。」

誰がその金額を決めたのか。品物はあなたが要求したのか。

リ「自分とパラッド神父の父親が交渉して決めた。品物は自分が要求した。」

金額等の交渉はいつしたのか。手術の前か後か。

リ「手術の前だ。」

貰った金はどうしたのか。品物はどうしたのか。

リ「田舎の家族のために二ヘクタールの土地と水牛一頭を買った。残りは家族に仕送りしたり、生活費に使ったりした。貯金もほんの少しだがしている。品物は所内で使っている。」

契約書や権利放棄書にサインする前にそれらをきちんと読んだのか。それらを持っているか。

リ「目が悪いので読んでいない。そんなものは持っていない。」

パラッド神父に直接会ったことがあるか。

リ「手術の前に病院で一度会った。それだけだ。」

あなたは自分の腎臓を「売った」と考えているのか。

リ「もちろんそうだ。」

もし希望者が日本人であつたらどうしていたか。

リ「日本人であろうとフィリピン人であろうと同じことだ。」

リバーン氏の腎臓の提供を受けたのはエメリト・パラッド神父である。彼は一九五三年にミンダナオ島で生れた。ノートルダム Notre Dame 大学及びアテネオ・ディ・マニラ Ateneo De Manila 大学で神学を学び、卒業後、カトリック教会の神父となった。現在三八歳。以下は、筆者とパラッド神父の彼の教会内でのやりとりである。

病名は何か。

パ「慢性腎炎から萎縮腎になった。」

いつ頃から悪いのか。

パ「ずっと以前からだ。一九八六年に最初の移植手術を受けた。自動車事故で脳死になった一八歳の青年からもらったが、すぐにだめになった。同じ他方の腎臓をもらった二八歳の女性の方は今もうまくいっているというのに……。」

なぜ受刑者から腎臓を得ようと思ったのか。

パ「親兄弟や親戚には血液型や白血球型などが合う者がいなかった。しかたがなかった。できれば一般の若い健康人の腎臓が欲しかった。受刑者は栄養状態がよくない。リバーンは年老いている……。」

手術費用やリバーン氏への謝礼は誰が払ったのか。

パ「教会の信者の寄付だ。私自身は貧乏だから払えない。」

リバーン氏との交渉はどのようにしたのか。

パ「こちらが最初三万ペソの支払いを申し入れた。しかし彼は五万ペソと品物を要求してきた。拒絶できないことはあなたにもわかるだろう。たとえ一〇万ペソといつてきても払っただろう。」

あなたはリバーン氏の腎臓を「買った」と考えているのか。

パ「そうだ。」

第一回目の移植のときの脳死腎については金を払ったのか。

パ「葬式代としてドナーの親に四万ペソ払った。」

手術の前に金額について交渉したのか。

パ「それはしなかった。謝礼として払った。」

リバーン氏の腎臓摘出手術とその腎臓のパラッド神父への移植手術は一九九二年二月一四日にメディカル・シティ一般病院 Medical City General Hospital で行われた。手術したのは国立腎臓研究所 National Kidney Institute のエンリケ・オナ Enrique T. Oña 副所長である。彼はフィリピンにおける腎臓移植外科の第一人者であるといわれている。以下は、筆者とオナ医師の同研究所内でのやりとりである。

これまでにどれくらいの手術実績があるのか。

オ「約千例の実績がある。」

モンテンルパ刑務所の受刑者五人が腎臓を提供しているが、あなたがそれらの手術を行ったのか。

オ「ドナーが受刑者であるかないか、いちいち区別しないで覚えていないが、当然、受刑者も含まれているだろう。」

受刑者の腎臓提供のうちの何割かは明らかに「売買」といえるものだが、それを知っているのか。

オ「知っている。しかし、当事者間の金銭的なやりとりにはまったくタッチしていない。」

リバーン氏とパラッド神父のケースも「売買」だが、それを知っていたか。

オ「知らなかった。後で知った。」

受刑者の腎臓売買に、倫理的な問題はないのか。

オ「問題はないと思う。」

パラッド神父は当初、死体腎の提供を待っていたが、提供者が現れないので受刑者からの提供を受けることになった。死体腎の提供を待つ間の移植コーディネーターは国立腎臓研究所のマリロウ・ラゾーガルシア Marilou Lazo-Garcia 女史である。彼女自身も腎臓移植を受けている。同女史によれば、国立腎臓研究所では非血縁者間の生体腎の移植は行わないことになっているという。また、死体腎の提供及び血縁者間の提供の場合も、葬式代などの謝礼の支払いがかわらないが、売買に結び付くようであればコーディネーターとしないという。

死体腎の提供を断念した後、パラッド神父は、受刑者からの腎臓提供を受けるべく、ニュー・ビリビッド刑務所を訪ねた。この段階での移植コーディネーターは、いわば刑務所病院それ自体である。ただ、具体的業務は主任看護婦

が行っている。同病院が受刑者の腎臓提供ひいては売買にどのように関与しているかは、前述したところである。

(17) 理由は、同研究所のフィロテオ・アラノ Filoteo Alano 所長によれば、非血縁者間の生体腎の移植を行えば、それによって病院関係者が不当な利益を得ているのではないかとの疑いを招き、スキャンダルに巻き込まれる恐れがあるからだという。

六 おわりに

アメリカやイギリスなどでは既に臓器売買を禁止する立法がなされている。⁽¹⁸⁾しかし、特にアメリカでは、現在でも売買賛成論も依然として根強い。⁽¹⁹⁾我が国では、未だ禁止立法はなされていないが、一九九二年一月に出された臨時脳死及び臓器移植調査会の最終答申には売買の禁止が盛り込まれていた。脳死及び臓器移植に関する立法がなされるならば、それに売買禁止が盛り込まれることが予測される。なお、過去の文献をみても、我が国では臓器売買反対論が圧倒的である。⁽²⁰⁾

フィリピンでは、これまでみてきたように、腎臓売買が公然と行われているが、一九九二年一月に制定された臓器提供法には禁止規定は盛り込まれなかった(前述)。同法案の起草に当たったナルシソ・モンファート Narciso Monfort 前下院議員は、なぜ禁止規定を盛り込まなかったのか、との筆者の問いに、「金のやりとりがあろうとなかろうとドナーの臓器によってレシピエントが助かるのは事実だ。ドナー不足は深刻だ。禁止するとますますドナーが減ることになる。せつかく軌道に乗っている移植医療の芽を摘みたくない。」と答えている。彼は医者でもある。

エリベルト・ミサ・ジュニア Eriberito Misa Jr. 国家刑務局長も、「反倫理的とは思わない。禁止する理由は何もない。腎臓を提供するかしないかは、受刑者自身が決めることだ。」という。一時、刑務所内に禁止の通達を出したテソロ刑務所長（当時）も、禁止した理由について、「腎臓売買を斡旋することによって刑務所側が不当な利益を得ているという悪評を打ち消すのが目的だった。」と述べている。

フィリピンのほとんどの受刑者（男子）は刑務所内で稼いだ乏しい収入で所外の妻子を養っている。刑務所の内も外も我が国の現実とは余りにも異なる。フィリピン経済が長年に亘って停滞しているのは周知の事実である。経済だけでなく、社会構造、法制度、民族の歴史、文化、国民性、宗教、慣習、モラルなど、数え上げればきりがないほど違いがある。臓器売買に対する評価が我が国と異なっても不思議ではない。筆者はそもそも、移植医療を推進しながら臓器売買を一律に無条件に禁止することの妥当性に疑問を持つものであるが、そのことはさておき、仮に一般論として臓器売買を禁止すべきであるとしても、現在のフィリピンのような国では、それは難しいのではないか。臓器売買を禁止しないのは、現在の彼の国の状態を前提とする限り、まわめて現実的な選択であるように思われる。もちろんそれが苦しい選択であることは想像に難くないところである。我々としては、他国からの、高所に立った倫理的観点からのみの批判は、差し控えるほうが賢明であろう。最後に、刑務所病院に備え付けられている提供希望者名簿に現在も約四〇〇人のドナー候補者が登録されているという事実を付け加えておこう。

(18) アメリカでは、全米臓器移植法 National Organ Transplant Act 第三〇一条、新・統一死体提供法 Uniform Anatomical Gift Act (1987) 第一〇条、イギリスでは、臓器移植法 Human Organ Transplants Act 1989 第一条。他に、フランスやデンマークなどでも禁止立法がなされている（世界各国の臓器売買禁止に関する立法等の状況について、谷種子「WHO ヒト臓器移植、治療目的の臓器及び組織の使用——国際的・国内的立法・規約及びその他の方途に関する考

察(上)(下)日本医事新報第三五四九号(一九九二年)九九頁以下及び第三五〇号(一九九二年)九五頁以下参照。
 なお、一九九一年五月に開催された第四回世界保健総会で「ヒト臓器移植に関する指針」が採択されたが、その指針五には臓器売買禁止が述べられている(中谷瑾子「WHOヒト臓器移植に関する指針」日本医事新報第三五二三号(一九九一年)九一頁以下及び臨時脳死及び臓器移植調査会審議だより第八号(一九九二年)六一頁等参照)。

(19) 一の注(1)に掲げた欧文献のうち④、⑤を除くすべてが、著者自ら賛成論を唱えるか、あるいは、反対論者の意見とあわせて、賛成論者の意見を紹介するものである。

(20) 一の注(1)に掲げた我が国の文献はすべて反対論を唱えるものである。他に、日本医師会生命倫理懇談会「脳死および臓器移植についての最終報告」(一九八八年一月二二日)や日本弁護士連合会人権擁護委員会第四部会「脳死と臓器移植に関する意見書(第四部会案)」(一九九〇年六月)なども、臓器売買を禁止すべきことを述べている。なお、少し古いが、賛成論を唱えるものとして植松正「臓器移植に関する法律問題」移植第一巻第四号(一九六七年)二頁以下がある。

(21) この点は別稿にて論ずる予定である。

(22) この点に関して、石原明「我国の『角膜・腎臓移植法』の検討」神戸学院法学第一九巻第一号(一九八八年)三三頁は、日本人患者がレシピエントになった事例(二で述べた日本人レシピエントのうち、最初に手術を受けた患者の事例)について、「反生命倫理的・非人間的な感觸を拭い去ることができない」と論評している。

付記 本稿の要約(ただし、一部加筆訂正)が本誌発行以前に法学セミナー誌(一九九三年六月号)に掲載された。